

サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程

〔平成23年10月19日〕
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この規程は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第10条に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿の閲覧を行う場所（以下「閲覧所」という。）その他閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第2条 サービス付き高齢者向け住宅登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧所は、都市整備部住宅整備課とする。

(閲覧の時間)

第3条 登録簿の閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(閲覧所の定休日)

第4条 閲覧所の定休日は、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

(閲覧の手続)

第5条 登録簿を閲覧しようとする者は、あらかじめ住所、氏名、年齢および職業を届け出しなければならない。

(閲覧所以外への持ち出しの禁止)

第6条 登録簿は、これを閲覧所の外に持ち出すことができない。

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者については、その閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) この規程に違反し、又は職員の指示に従わない者

(2) 登録簿を汚損し、もしくは毀損し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規程は、平成23年10月20日から施行する。